

令和 2 年国勢調査からの主な変更点（調査員事務に関連するもの）

内容	R2 国勢調査（本市）	R7 国勢調査（国方針）	変更理由
(1) 調査票の配布方法 ※対応方法検討中	・コロナ禍の対応として、世帯との対面（インターホン越しの会話も省略）を行わず、郵便受けに入れるなどにより配布	・原則は世帯と対面して配布 ・地域性や建物の建て方などを考慮し、オートロックマンションや単身世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行った時点で配布可能	・原則として、コロナ禍前の方法に戻るため。 ・単身世帯や共働き世帯、オートロックマンションの増加に伴う、調査員の事務負担軽減を図るため。
(2) 調査員記入欄から世帯記入欄への変更	・調査票の記入項目のうち、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員が記入	・調査票の記入項目のうち、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、世帯が記入	・調査員の事務負担軽減を図るため。
(3) 集合住宅情報の記入	(当該事務なし)	・集合住宅のみで構成されている調査区について、調査世帯一覧の裏面に、集合住宅情報（集合住宅名、集合住宅の特性（オートロックか否か、郵便受けまでのアクセスの可否等））を調査員が記入	・令和 12 年国勢調査における効率的な調査実施に向けて、集合住宅の情報を収集し、データ化するため。
(4) 調査票未提出世帯への回答督促時期の変更	・調査票提出期限の翌日から世帯への督促を開始	・調査票提出期限から世帯への督促開始までの期間を 1 週間以上確保	・世帯が郵送回答してから、国の回答状況を確認するためのシステムに反映されるまでタイムラグがあるために発生する、回答済み世帯への不要な督促を回避するため。（前回、全国的にトラブルが多数） ・不要な督促を行わなくてもよくなることによる調査員の負担軽減を図るため。